

## 増えています! 若年層の消費者トラブル!

府中市消費生活センターでは昨年度1,913件の相談を受けましたが、その内、232件(12.1%)が30歳未満の若年層からの相談でした。最近ではSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)\*を利用する人が増えており、SNSをきっかけにした広告・勧誘などによるトラブルも増加傾向にあります。

また、令和4年4月からは、成年年齢が18歳に引き下げられます。成年になると親の同意がなくても契約ができるようになる一方、「未成年だから」という理由で契約を取り消すことができなくなります。

若年層に関わる消費者トラブルは、これからも増えることが見込まれます。今号では若年層に多く見られるSNS関連トラブルの事例と対策を紹介します。

\*登録された利用者同士が、インターネット上で交流できるサービス。LINE、Facebook、Twitter、YouTubeなどがある。



「おかしいな」「困ったな」と感じたらひとりで悩まず消費生活センターにご相談ください

## 府中市消費生活センター

相談専用 ☎042-360-3316

相談時間 月～金曜日(祝日・休館日除く)  
午前10時～正午 / 午後1時～4時

相談場所 府中市宮町1-100 ル・シーニュ6階

対象者 市民、市内在勤・在学の方

相談方法 電話、または来所



## 事例 1

# ネット通販トラブル

## SNSの広告でお試し価格の商品を注文したら 定期購入だった…



SNSで「人気の化粧品がお試し価格500円で購入できる」という広告を見て注文。1回だけのつもりだったが、最低4回の購入が条件となっていた。お試し価格は初回だけで2回目以降は通常価格(10,000円)となり、総額30,500円の支払いとなった。

1回だけで解約したいが、事業者からは契約どおり4回の購入を求められた。



## 対策 注文する前に契約条件をしっかりと確認する！



通信販売にはクーリング・オフ制度<sup>\*</sup>はありません。解約をする場合は、原則として契約時に事業者が表示する規約に基づくこととなります。

安価な広告につられることなく、注文する前に契約条件をしっかりと確認することが重要です。小さな文字も見落とさず、次のポイントを確認しましょう。

- 定期購入が条件ではないか？
- 定期購入の場合、期間と支払い総額はどのくらいになるか？
- 解約の条件は？(返品はできるか、その方法は?)など

<sup>\*</sup>訪問販売や電話勧誘など特定の条件の下で成立した契約について、一定期間内であれば無条件で解除できる制度。

## 事例 2

# SNSで見つけたアルバイト

「簡単で高収入」をうたうアルバイトだが…



SNSで「簡単で高収入なアルバイト」という募集を見て、軽い気持ちで自分の名義を貸してしまった。携帯電話の契約に使われたようだが、今後どうなるか不安だ。

**対策** 違法行為や犯罪につながるアルバイトに警戒し、不審な仕事にはかかわらない！



名義を貸した携帯電話が特殊詐欺等の犯罪に使われる恐れがあり、犯罪に加担したとして責任を問われる可能性があります。また、契約名義人として端末代や通信費等を請求されることが予想されます。

最近では若者がアルバイト感覚で、特殊詐欺の「出し子」や「受け子」などをしたり、新型コロナウイルス感染症に関する国の「持続化給付金」の受給資格を偽って不正申請したなどの事例が報道されています。

「割のいいアルバイト」などと安易に考えず、違法行為や犯罪につながる情報に警戒して、不審なアルバイトにはかかわらないようにしましょう。

**被害者にも加害者にも  
ならないように**



# 事例 3

## 「簡単にもうかる」投資話

SNSで知り合った人から「もうけ話」を持ちかけられた…



SNSで知り合った人から、「お金もうけに成功した」「初心者でも簡単に稼げる」と投資話を持ちかけられた。「人生が豊かになる」「今やらなければダメだ」などと言われ80万円を支払った。結局、全くもうからず、返金もされない。

**対策** 実態や内容が分からない場合は「契約しない」ときっぱり断る！



簡単に大金を稼げるなどという話は、ありません。勧誘時の説明をうのみにせず、少しでも怪しいと思ったらきっぱりと断りましょう。

友人・知人といった人間関係を利用されるなど、断りにくい状況で契約を求められる場合もありますが、「契約しない」とはっきり伝えることが重要です。「お金が無いから」と言うと、クレジット払いやローンを勧められることがありますので注意しましょう。

### 消費生活センター休館日のご案内



■は休館日となります。

2020年 12月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

2021年 2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28					

2021年 1月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2021年 3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

消費生活だよりは7・9・12・3月の年4回発行し、市の施設や関係機関等で配布しています。

問合せ先  
府中市生活環境部産業振興課  
消費生活センター  
TEL 042-360-3316  
FAX 042-351-4605  
Eメール shouhi@city.fuchu.tokyo.jp